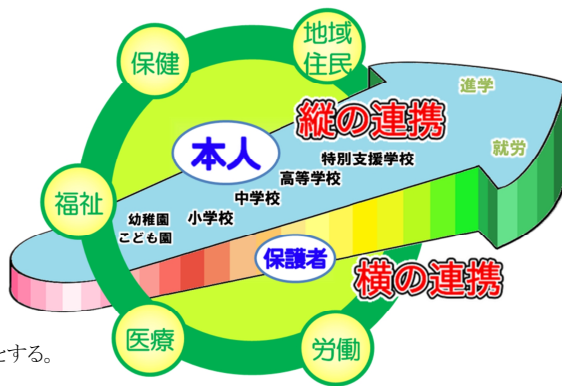


# 兵庫県特別支援教育第三次推進計画の概要

## 第1章 推進計画の基本的な考え方

兵庫県特別支援教育第二次推進計画(平成26～30年度)の成果と課題及び国の動向を踏まえ、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムを構築するためには、就学前から卒業後へとつないでいく縦(線)の連携と、教育だけでなく、保健・福祉、医療、労働等の関係機関や地域住民とつながっていく横(面)の連携が重要である。

教育委員会・学校園が主体となって、「縦横(タテヨコ)連携」により特別支援教育のさらなる充実を図ることを目的に、兵庫県特別支援教育第三次推進計画を策定する。



- 計画期間  
2019(平成31)年度から2023年度までの5年間とする。

## 第2章 本県における特別支援教育の現状と課題及び推進方策

### I 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携) ～すべての学校園で取り組みつなぐ特別支援教育～

1 学習指導要領の改訂等を踏まえた指導の充実	幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
多様な学びの場における指導を充実させるため、教育的ニーズに応じた指導の改善を進めるとともに、障害のある児童生徒等が地域の一員として豊かに生活することができるよう、障害のない児童生徒等との交流及び共同学習の充実を図る。また、特別支援学校においては、企業等との連携のもと社会に開かれたキャリア教育を一層推進する。					
<b>(1) 多様な学びの場における指導の充実</b>					
① チームで取り組む校園内支援体制の充実					
・「チームとして取り組む校園内支援体制充実度点検シート」による評価・改善					
② 個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用と引継ぎの推進					
・引継ぎガイドライン等による確実な引継ぎ					
③ 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校における指導の充実					
・[新]すべての教職員のための授業改善研修の実施【通常の学級担任等】(ユニバーサルな授業づくり、学びの困難さに対応する指導方法等)					
・特別支援教育ハンドブックの活用					
・[新]ICT機器(コミュニケーション支援ツール等)を活用した指導改善に関する調査研究と普及					
・通級指導教室(小・中・高)の拡充					
・特別支援学校学習指導要領の改訂を踏まえた教育課程の改善					
・消費者教育や政治的教養を高める教育の充実					
・[新]外部専門家(OT、PT、ST)等を活用した指導の充実					
<b>(2) 交流及び共同学習の一層の充実</b>					
・特別支援学校の交流・体験チャレンジ事業の実施					
・居住地校交流の充実に向けた副次的な学籍の導入に関する調査研究の実施					
・特別支援学校と高等学校の交流及び共同学習の充実					
・高等学校への特別支援学校分教室設置の検討					
<b>(3) 自立と社会参加の実現に向けたキャリア教育の充実</b>					
・企業等関係者を活用した授業検討会の実施					
・実践的段階的作業学習の充実					
・兵庫県特別支援学校技能検定の推進及び部門拡充の検討					

※ ○: 事業の主体となる校種

2 すべての教職員の学びの継続による専門性の向上	幼	小	中	高	特
チームとしての校園内支援体制を充実させるため、すべての教職員の指導力向上を図るとともに、地域・市町の中核となるエリアコーディネーターを育成する。また、特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率100%及び特別支援学級担任等の保有率向上を図る。					
<b>(1) 発達障害等に関する指導力の向上</b>					
・[新]すべての教職員のための授業改善研修の実施【通常の学級担任等】[再掲](ユニバーサルな授業づくり、学びの困難さに対応する指導方法等)					
・[新]チームとしての校園内支援体制充実研修の実施【管理職】					
・県立特別支援教育センターにおける系統的実践的研修の充実(通級指導担当育成研修、特別支援学級担任指導力向上、課題別研修等)					
<b>(2) 専門性確保に向けた取組の推進</b>					
・特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率100%に向けた取組等の推進					
・[新]エリアコーディネーター育成研修の実施					
<b>3 教育環境整備の推進</b>					
知的障害特別支援学校在籍児童生徒数増加等の地域の実情や学校や児童生徒の状態に応じ、特別支援学校整備等を推進する。					
<b>(1) 学校園や幼児児童生徒の状態に応じた課題等への対応</b>					
・障害特性に応じた環境の整備					
・医療的ケアに関する看護師や特別支援教育支援員の配置					
・[新]外部専門家(OT、PT、ST)等を活用した指導の充実[再掲]					
<b>(2) 地域の実情に応じた特別支援学校の整備等の推進</b>					
・特別支援学校の狭隘化への対応等					
・高等学校への特別支援学校分教室設置の検討[再掲]					

### II 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実(横の連携) ～早期から卒業後へ支えつなぐ特別支援教育～

1 関係機関との連携による支援の充実	幼	小	中	高	特
特別な支援を必要とする障害のある児童生徒等が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校との連携によるエリアコーディネーターを核とした支援体制の強化や、市町教育委員会、保健・福祉・医療・労働等の関係機関との連携を深める。					
<b>(1) 教育機関との連携</b>					
・特別支援学校のセンター的機能とひょうご専門家チーム派遣の活用					
・[新]エリアコーディネーターを核とする支援体制の強化					
・特別支援教育推進員の配置による市町支援					
<b>(2) 保健・福祉機関との連携</b>					
・[新]「トライアングル」プロジェクト実践研究事業の実施					
・広域特別支援連携協議会の設置					
・市町教育相談等連絡協議会等の開催					
<b>(3) 医療機関との連携</b>					
・[新]医療的ケア運営協議会の設置					
・[新]医療的ケア実施体制ガイドラインの策定					
<b>(4) 労働機関との連携</b>					
・就職支援推進会議の設置					
・就職支援コーディネーターの配置					
・企業・施設関係者や保護者等への理解促進					
<b>(5) 地域住民との連携</b>					
・[新]地域と連携・協働する仕組みの検討					
<b>2 特別支援教育に関する理解啓発</b>					
共生社会の実現をめざして、特別支援教育に関する理解啓発を推進する。					
・[新]共生社会の実現をめざす県民フォーラムの開催					
・[新]インクルーシブ教育システムの推進等理解促進リーフレットの配布					
・みんなのアート展の開催等					
・県立特別支援学校高等部作品展販売会の開催等					